

## 歴史的公文書の収集選別基準（改正案）

### I 基本的な考え方

~~次の1から3までのいずれかに該当する行政文書で、~~ 市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上の重要な情報が記録されたものとして、次の1から3までのいずれかに該当する行政文書を歴史的公文書とする。

- 1 仙台市の制度、計画、事業などの成り立ちや変遷が記録されたもので、行政運営の推移がわかるもの
- 2 仙台市行政の貴重な例証が記録されたもの
- 3 仙台市の歴史や特性に係る情報が記録されたもの

### II 個別的基準

Iを踏まえ、次の1及び2に掲げるものを収集するものとする。

- 1 保存期間30年に該当する行政文書で次の各号に掲げるもの（下記2に該当するものを除く。）
  - (1) 条例、規則等の制定改廃に関するもの
  - (2) 市議会の会議録、議案、報告その他市議会に関するもの
  - (3) 基本構想、総合計画に関するもの（仙台市総合計画又はこれに基づく実施計画の企画立案の事務を分掌している課が保有するものに限る。）
  - (4) 法令に基づき策定した計画（総合計画を除く。）その他の計画に関するもの
  - (5) 附属機関等に関するもの
  - ~~(5) (6) 個別の事業及び各種制度の実施、報告に関するもの各種制度、事業で重要であるもの~~
  - ~~(6) 審査基準等の制定改廃に関するもの~~
  - ~~(7) 附属機関等に対する諮問答申に関するもの~~
  - ~~(8) (7) 職員の人事及び給与（軽易なものを除く。）に関するもの~~
  - (8) 職員団体等との交渉に関するもの
  - (9) 他の市町村との廃置分合及び境界変更に関するもの
  - (10) 区の設置及び境界変更、町名整備並びに住居表示に関するもの
  - (11) 訴訟、調停及び、不服申立てに関するもののうち特に重要なもの
  - (12) 陳情、請願、要望に関するもので重要であるもの
  - ~~(12) (13) 契約、協定、工事設計等に関するものうち特に重要なもの~~公の施設の整備に関するもので特に重要であるもの
  - (14) 協議及び協定に関するもので重要であるもの
  - ~~(13) (15) 国際交流等に関するもの~~
  - ~~(14) (16) 財産の取得及び処分に関するもの~~
  - ~~(15) (17) 本市が関与した団体等の設置及び廃止に関するもの~~
  - ~~(16) 調査研究、統計に関するもの~~
  - ~~(17) (18) 予算編成及び決算調製に関するもの（予算編成及び決算調製の事務を分掌している課が保有しているものに限る。）~~
  - ~~(18) (19) 行財政改革及び行政評価に関するもの（行財政改革及び行政評価の総括の事務を分掌している課が保有しているものに限る。）~~
  - ~~(19) 国、宮城県又は他市町村との協議決定に関するもの~~
  - (20) 本市域内の災害に関するもの（災害対策本部が設置された場合に関するもの及びそれに準じるものに限る。）（東日本大震災に関するものを除く。）
  - (21) 褒章、叙位、叙勲、表彰に関するもの
  - (22) 市長の事務（市長から副市長に委任された事務を含む。）の引継ぎに関するもの
  - (23) 東日本大震災に関するもの

~~(23) (24) (1)～(22)以外のもので市政に相当程度影響を与えた~~その他「I 基本的な考え方」を踏まえ歴史的価値があると認められるもの

2 ~~その他歴史的価値があると認められる行政文書で次の各号に掲げるもの~~昭和36年度の戦災復興事業完了年度までに完結したもの

~~(1) 東日本大震災に関するもの~~

~~(2) 重要な陳情、請願、要望に関するもの~~

~~(3) 昭和36年度の戦災復興事業完了年度までに完結したもの~~

~~(4) その他保存期間にかかわらず歴史的価値があると認められるもの~~